

八王子市産婦健康診査実施要綱

平成9年4月1日施行

改正 平成14年4月1日

平成17年1月1日

平成23年4月1日

第1 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、妊娠中毒症対策の一環として産婦健康診査（以下「健康診査」という。）を実施し、身体の異常を早期に発見するとともに、適切な保健指導を行うことを目的とする。

第2 健康診査の対象者

健康診査の対象者は、市内に住所を有する出産後6か月未満の産婦で、次に掲げる者とする。

- (1) 3～4か月児健康診査の対象となる乳児の母
- (2) 妊産婦訪問指導等で健康診査が必要と認められた者

第3 健康診査の周知等

- 1 健康診査の実施に当たっては、3～4か月児健康診査の対象となる乳児の母に対し、産婦健康診査のお知らせにより個別に通知するものとする。
- 2 健康診査の周知する内容は、次に掲げる項目とする。
 - (1) 実施日時（以下「健診日」という。）及び実施場所
 - (2) 健康診査の内容
 - (3) 受診に当たっては、健診日に必要事項を記入した問診票を持参する必要があること。
- 3 健康診査を受診しない対象者に対しては、必要事項を記入した問診票の提出を求めるものとする。

第4 健康診査の実施日

健康診査は、原則として3～4か月児健康診査と同日に実施するものとする。

第5 健康診査の項目

健康診査は、次に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 問診
- (2) 尿検査
- (3) 血圧測定
- (4) その他問題となる事項

第6 健康診査の記録

健康診査の結果及び指導事項等については、記録・保存するものとする。

第7 事後の措置

- 1 健康診査の結果、必要があると認める者に対しては、専門医療機関の受診を勧奨するとともに、家庭訪問等により適切な保健指導を行うものとする。
- 2 健康診査の結果、必要があるときは、医療機関等との連絡調整を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。